

香南市統合型公共施設予約システム構築事業委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、香南市統合型公共施設予約システム構築事業委託業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務番号及び業務名

(情第08030号) 統合型公共施設予約システム構築事業委託業務

(2) 業務の目的

- ア 公共施設予約オンラインシステムの提供
- イ スマートロックシステムの整備・提供
- ウ オンライン決済機能の提供

香南市のホームページで空き状況や予約を行えるスポーツ施設と文化施設のサイトを統合し、公共施設の予約について、予約の電子申請、オンライン決済、スマートロックによる鍵のデジタル化を行い、施設利用者の利便性の向上を図る。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度額

36,327千円（消費税及び地方消費税を含む）

契約金額の限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

なお、参考見積書の金額が、提案限度額（予算額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

なお、2（2）のア及びイ、ウの業務をそれぞれ別の事業者が実施する共同提案も認めるが、その場合は、アの業務を実施する者を代表者として定めた上で参加するものとし、市との契約締結当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合においてイ、ウの業務を実施する者は、参加表明書の提出日時時点で、「物品購入及び役務の提供」に係る令和8年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の「情報関連サービス」のうち「システム開発・設計・運用」に登載されていること。

- (1) 参加表明書の提出日時点において、「物品購入及び役務の提供」に係る令和8年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の「情報関連サービス」のうち、「システム開発・設計・運用」に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 参加表明書の提出日から契約候補者の選定日までの間に香南市指名停止措置要綱（令和6年香南市告示第86号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務に関する質問は、質疑書（様式4）により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス densan@city.kochi-konan.lg.jp

(2) 受付期間

令和8年6月10日（水）13時から令和8年6月22日（月）17時まで

(3) 回答方法

香南市公式ウェブサイトの「産業・まちづくり」－「入札・契約」－「プロポーザル」の本業務ページ内に掲載する。

(4) 回答期限

令和8年6月24日（水）17時までに回答する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。持参により提出するときは、受付窓口で受付印を押印した参加表明書の写しを受け取ること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要（任意様式・パンフレット可）

ウ 業務実績一覧（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年6月29日（月）

(3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市情報政策課

メールアドレス densan@city.kochi-konan.lg.jp

(4) 提出方法

次のいずれかの方法とする。

ア 電子メール

イ 追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）

ウ 持参（受付時間は閉庁日を除く8時30分から17時15分まで）

エ ファイル転送サービス

6 参加の辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式3）

(2) 提出期限

令和8年7月16日（木）

(3) 提出先

5（3）に同じ

(4) 提出方法

5（4）に同じ

7 参加資格確認結果通知書の通知

参加表明書の提出があった事業者の参加資格を確認し、令和8年7月2日（木）までにすべての事業者へ審査結果を通知する。

8 提案書等の作成及び提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を有すると認められた者は、下記のとおり作成した提案書等を提出すること。

(1) 提案書作成のポイント

ア 業務の目的と期待する効果

香南市のホームページで空き状況や予約を行えるスポーツ施設と文教施設のサイトを統合し、他の公共施設も一体的に管理できるシステムを構築する。

また、誰もがいつでもどこでも、施設の申込みから使用料の決済、施設の開錠及び施錠までの手続きを一体的にできるシステムの構築並びに公共施設の鍵のスマート化を行うことにより、管理業務の縮減を図るとともに、利用者の利便性の向上並びに適切な管理体制を構築する。

イ 現状の課題

公共施設の予約申請方法が課により異なっており、市全体で統一的なものとなっていない状況である。また、物理的な鍵管理であり紛失等のリスクがある。使用料の支払いについては、現金のみでありキャッシュレス等多様な支払いに対応していない。

ウ 提案を求めるポイント

- ・システムの操作性
- ・システムの拡張性、発展性（料金及び減免率改正時など費用発生の有無）
- ・サポート体制（トラブル対応時、システム導入後の問合せ対応）
- ・セキュリティ対策
- ・他システム（スマートロック、キャッシュレス決済）との連携
- ・操作研修（職員向け）

(2) 提出書類

ア 提案書提出届（様式7）

イ 提案書（任意様式。企業名・ロゴ等の掲載可）

書面による場合は、A4サイズ30ページ以内とし、紙ファイルに綴じること。

データによる場合は、30ページ以内のPDFファイル又はMicrosoft PowerPointで作成されたpptxファイルを保存した記録媒体（USBメモリ又はSDカード）にウイルスチェック実施証明書（任意様式）を添付すること。

ウ 見積書（任意様式）

消費税及び地方消費税を含む額とする。予約システム、スマートロック関連、キャッシュレス決済に係る具体的経費をいずれの経費か判別できるように積算した内訳書を添付すること。スマートロック関連には設置工事、電源工事（必要な場合）に伴う費用も含むこと。

令和13年3月31日までに係る保守料についても見積書を提出すること。

※見積書の作成のため、現地調査が必要な場合は、事前に本市に相談すること

エ 機能要件確認書（予約システム、スマートロック）

システムに関する機能要件は、機能要件確認書のとおりとする。それぞれの項目について、「対応」を機能要件表に記載する基準を参考のうえ、◎、○、▲、△、×で記載すること。「対応」は本システム本稼働時点での状況を記載すること。

また、カスタマイズ対応又は代替案により追加費用が必要な場合は、その費用をカスタマイズ等費用欄に記入すること。

- (3) 提出期間
令和8年7月2日(木) ～ 令和8年7月16日(木)
- (4) 書面提出時の提案書提出部数
10部
- (5) 提出先
5(3) に同じ
- (6) 提出方法
郵送又は持参

9 1次審査(書類審査)

- (1) 実施基準
提案書を提出した事業者が3社を超える場合は、提出された提案書の内容について1次審査を実施する。(3社以下の場合は1次審査を省略)
- (2) 1次審査通過者
1次審査で得点が上位となった3社を1次審査通過者とする。1次審査を実施しなかった場合は、提案書を提出したすべての事業者を1次審査通過者とする。
- (3) 結果の通知
提案書を提出した事業者が3社を超えたかどうかにかかわらず、令和8年7月22日(水)までにすべての事業者に電子メールで1次審査の結果を通知する。

10 2次審査(プレゼンテーション)

- (1) 実施日時
令和8年7月27日(月) 午前10:30 開始予定
※詳細は、令和8年7月22日(水)までに電子メールで通知する
- (2) 出席者
1提案者5名以内
- (3) 実施方法
 - ア 1提案者60分程度(提案書の説明及びデモンストレーション50分、質疑10分)
 - イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。
 - ウ 実施時の追加資料の配布は禁止する。
 - エ 企業名等を特定できる内容(挨拶、企業名・ロゴの表示等)での実施を認める。
 - オ プロジェクター等の貸与を希望する者は、事前に市担当者と協議を行うこと。

11 契約候補者等の選定

提出された提案書を本市が設置する「香南市統合型公共施設予約システム構築事業委託業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査し、契約候補者及び次点者を選定する。

- (1) 契約候補者の選定
選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。
- (2) 結果の通知
 - ア 契約候補者に選定した者には、選定された理由等を記載した審査結果通知書を電子メールで通知する。
 - イ 契約候補者に選定しなかった者には、選定に至らなかった理由を付した審査結果通知書を電子メールで通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

12 評価項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価基準により行う。

評価項目	主な評価基準	評価点
事業者に関する評価	他自治体での同種システムの導入実績	5点
	情報セキュリティ認証の取得状況	5点
提案内容に関する評価	事務の効率化につながる提案	10点
	事務の適正化につながる提案	10点
	他システムと比べた優位性、特徴	5点
システムの機能に関する評価	利用者・管理者のシステム操作性	10点
	スマートロック、オンライン決済との連携機能の充足度	10点
	システムの拡張性、定期的な機能追加の有無	5点
	機能要件確認書における機能の充足度	15点
セキュリティに関する評価	情報漏洩等のセキュリティ対策	5点
	データバックアップ体制	5点
	障害発生時の対応	5点
価格に関する評価	導入(カスタマイズ含む)、運用保守、機器等の費用	10点
合計		100点

13 プロポーザルの実施スケジュール (予定)

日程	内容	実施方法
2026年6月10日	参加表明書の受付開始	メール・郵送・持参
2026年6月22日	質疑書の受付期限	メール
2026年6月24日	質疑回答書の公表	市ウェブサイト
2026年6月29日	参加表明書の提出期限	メール・郵送・持参
2026年7月2日	参加資格確認結果通知書の送信	メール
2026年7月2日	提案書の受付開始	メール・郵送・持参
2026年7月16日	提案書の提出期限	メール・郵送・持参 ファイル転送サービス
2026年7月22日	1次審査結果通知書の送信	メール
2026年7月22日	2次審査(プレゼンテーション)日時の通知	メール
2026年7月27日	2次審査(プレゼンテーション)の実施	対面
2026年7月31日	審査結果通知書の送信	メール

14 契約締結までの協議

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された提案書等の内容を基本とし、業務の仕様及び契約内容について協議の上、契約を締結する。契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約に向けた協議を行い、契約を締結する。

15 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。また、(1)から(5)までに該当する行為があったと確認された場合は、その行為の悪質性により別途入札参加

資格の指名停止措置を行う。

- (1) 委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めること。
- (2) 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をすること。
- (3) 他の事業者にもプロポーザルに参加しないよう依頼すること。
- (4) 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) 前各号のほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合
- (7) 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合
- (8) 見積限度額を超える見積書（システム運用保守費用を除く）の提出があった場合

16 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 提出できる提案書は1提案のみとする。
- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出された提案書等の著作権は事業者に帰属するが、本業務に必要な範囲で市が無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。
- (6) 提出された提案書の差し替え及び追加資料の提出は認めないが、市担当者より指示があったときは、この限りでない。
- (7) 提出された関係書類は返却しない。